

会 議 録

| | | | | | | |
|-----------------|------------|---|-----|-----------|-----|-----------|
| 会 議 名 | | 令和元年度 第 3 回 八王子市環境推進会議 | | | | |
| 日 時 | | 令和元年 10 月 2 日 (水) | 開 始 | 14 時 00 分 | 終 了 | 16 時 35 分 |
| 場 所 | | 八王子市役所 本庁舎 8 階 803 会議室 | | | | |
| 出席者氏名 | 委 員 | <p>【環境市民会議】 金子 孝（議長）、栗田 和仁、奥村 司、高橋一郎、庄司 真人、三田 百合子、谷村 伸一、木野 孔司、城所 幸子、山下 明子</p> <p>【市民委員】 小沼 廣、不破 敏博</p> <p>【市職員】 三宅 能彦環境部長（副議長）、木下 博文資源循環部長、守屋 和洋水循環部長、青木 一浩都市計画部都市計画課長（太田都市計画部長代理） 佐久間 寛まちなみ整備部長、南部 かや環境政策課長</p> <p style="text-align: right;">以上 17 名</p> | | | | |
| | 事務局 | <p>環境部環境政策課：星 学主査、峯岸 佳代子主査、松井 健主任、高橋康平主事、山田 涼主事 環境保全課：石井 正光課長、佐藤 高広課長補佐、吉澤 遼主事 水循環部水環境整備課：谷口 哲也課長、赤尾 隆範課長補佐、清水 亨主任</p> <p style="text-align: right;">以上 11 名</p> | | | | |
| 欠席者氏名 | | <p>加納 啓有、 植原 康浩総合経営部長、太田 國芳都市計画部長</p> <p style="text-align: right;">以上 3 名</p> | | | | |
| 議 題 | | <p>1 みどりの基本計画の素案について 2 水循環計画の素案について 3 地球温暖化対策地域推進計画の素案について</p> | | | | |
| 公開・非公開の別 | | 公開 | | | | |
| 配 付 資 料 | | <p>【事前配付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・令和元年度 八王子市環境推進会議委員名簿 ・【資料 1】八王子しみどりの基本計画改定版（素案） ・【資料 2】八王子市水循環計画（素案） ・【資料 3】八王子市地球温暖化対策地域推進計画（素案） <p>【当日配付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料 2 追加資料】第 6 章川と湧水・水のまちプロジェクト（方針 3）（P61、62 の差し替え） ・【資料 3 追加資料】第 4 章地球温暖化対策の目標（P23～27 の差し替え） ・八王子市地球温暖化対策地域推進計画（素案）の中での 2030 年の CO₂目標削減率と市民一人当たりの CO₂年間削減量の値の算出方法 ・東京都 家庭のゼロエミッション行動推進事業チラシ | | | | |
| 内 容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・議長挨拶 ・配付資料の確認 <p>1 みどりの基本計画の素案について</p> <p>○資料 1 に基づき、事務局（環境保全課）より説明した。</p> <p>【説明内容抜粋】</p> <p>■本計画は、第 1 章 計画の基本的事項、第 2 章 みどりの現状と課題、第 3 章 みどりの基本計画、第 4 章 地域別の方針とする。第 5 章については現在作成中となっており、資料編については用語集やアンケート調査結果を掲載する予定となっている。</p> <p>■P1 第 1 章について、今回の改定では、これまでの「みどりの量」の整備を急ぐ時代か</p> | | | | |

ら、みどりが持つ多機能性を引き出す「質の向上」を重視した内容として策定することを趣旨とする。

■P2 本計画は「環境基本計画」の個別計画として位置づけられている他、「都市計画マスタープラン」とも適合するものとされている。計画期間については、令和2年度から令和11年度までの10年間で、5年後に中間見直しを予定している。

■P3 本計画の“みどり”とは、「樹木」や「草花」だけでなく、広く捉えた自然的空間を「みどり」と定義している。

■P4 みどりの機能を示しており、これからの時代に即した機能として、子育て・教育、地域コミュニティ形成の2つを追加し、6つの機能として整理をしている。

■P8 第2章について、八王子の位置・地勢として八王子市景観計画から転載した平面図と断面図を掲載している。

■P9 人口動態として人口ピラミッドを掲載しており、18～23歳の世代が多いのは、大学が多いためであり、本市の特徴である。

■P10 現行計画の目標として、1つ目に緑被率をあげており、6地区の緑被率調査結果を掲載している。この中で特に減少率が大きかった北部については、新滝山街道の整備等、東部についてはニュータウン開発等による減少となるが、公園などの整備により市民アンケートでは、東部の満足度は高くなっていることからみどりの質は高まっていると言える。

■P11 公園の充足率について、市内の約930か所の都市公園の規模と役割によって誘致距離を定めたもので、現行計画の目標値90%に対して84%だったが、平成21年度の81.2%からは2.8%増加している。

■P12 現行計画における主な成果について、みどりの確保の取組みと協働による取組みの2つをあげている。みどりの確保の取組みでは、斜面緑地や特別緑地保全地区の指定などにより保全に努めている。

■P13 協働による取組みではみどりに関わる人材や、市制100周年記念事業全国都市緑化はちおうじフェアの取組みなどを掲載している。

■P14 今後取り組むべき主な課題として、ストックされたみどりへの対応、みどりの量への対応、多様な主体との連携のさらなる推進の3つをあげている。

■P15 みどりに関わる社会情勢などとして、(1)社会情勢への対応では、①少子高齢化・人口減少社会の進行に伴う担い手不足、②ライフスタイル・価値観の多様化、③社会インフラの老朽化をあげている。

■P16(2) 自然環境問題への対応では、①自然災害への対応、②地球温暖化の進行、P17③生物多様性の保全をあげている。

■P18 国等の方向性では、代表的なものとして①「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告、②都市緑地法等の一部改正、③グリーンインフラ推進戦略の3つをあげている。

■P20 市民意見については、アンケート調査を行い、主な項目として定住意向、みどりのあり方、みどりの役割、満足度向上、保全維持管理を掲載しており、定住意向については「みどりが多く自然に恵まれている」が65%と最も多く、10年前と比較すると5%向上した。

■P22 みどりの現状、社会情勢への対応、国等の方向性を踏まえ、みどりを適正に管理、整備し効果的に機能を発揮する質の向上。みどりの量を確保し良好な自然環境を増やしていく量の確保。みどりの活動の裾野を広げ、活動を推進するパートナーづくり。の3つを計画の基本方針とした。

■P23 本計画を実行することでSDGsの17のゴールの内、11、15、17の達成に貢献し、持続可能な社会の実現つなぐと考える。

■P24 第3章について、基本理念は現行計画とほぼ同じ内容だが、本計画では質の向上に重きを置くため「みどりの」の後に「機能を活かし」という言葉を追加した。

■P24 みどりの将来像については、現行計画と同様の内容としているがP25に全体をイメージできる図を追加している。

■P26 基本方針について、質の向上、量の確保、パートナーづくりの3つがイメージできるイラストを追加する予定となっている。

■P27 本計画の目標については、みどりの総量は減少傾向を食い止めるとし、それぞれの判断指標を参考値として示している。また、市民一人あたりの都市公園面積は八王子ビジョン2022で設定している12.5㎡/人を目標とした。

■P28 施策の体系は、3つの基本方針、10の施策方針、27の施策展開で構成し、4つのリーディング・プロジェクトを設定している。

■P29 リーディングプロジェクトについて、①まちの核となる新たな集いの拠点づくりとして八王子駅南口集いの拠点の整備推進、P30②みどりによる魅せる空間づくりとして地域の拠点で花壇づくりを行い、緑化フェアのレガシー事業も行う、P31③上川の里特別緑地保全地区の維持と活用、P32④子どもにみどりの価値を継承する取組みの推進とし、環境教育・環境学習をあげている。

■P33 以降は計画の基本方針における施策の展開について記載している。基本方針Ⅰは P33～、基本方針Ⅱは P39、基本方針Ⅲは P47～で示しており、内容については各所管課と調整している。

■P54 第 4 章について、八王子ビジョン 2022 に基づいて市域を 6 つに区分し、地域別の方針をあげている。

■P55 構成としては、ア)現況に、緑被率、1人当たりの公園面積、代表的なみどり、地域の特徴をあげ、地域の特徴については都市計画マスタープランの内容を主に記載している。P56 イ)主な課題については、それぞれの地域における課題をあげ(2)に方針を立てている。

■P58 地域別方針図では、みどりの拠点、防災の拠点、河川を中心とした水辺の軸など、地域毎の特色を表しながら今後取り組んでいく施策を掲載している。

■P59 以降、その他地区についても同様の構成で掲載をしている。

【質疑・応答】

■P1 で「みどりが持つ多機能性を都市や地域のために引き出すこと」をみどりの質の向上としているが、引き出すことが質の向上ではなく、P3 で定義している“みどり”についての整備がなされていることが質の向上としたほうがわかりやすいのでは。もう少しわかりやすい表現にしていきたい。

→みどりをつくることも含めており、同時に地域にある既存のみどりを再認識してもらいながら 6 つの機能が活かせるように取り組んでいく。「引き出す」という表現については、あらためて検討する。

■P12 湧水のある公園の整備について、整備した湧水が枯れてしまっている事例がある。生物多様性の観点から、一度整備したみどりが保全されるよう、公園課とも連携して取り組んでいきたい。

→P37 施策方針①生物多様性に配慮したみどりの管理の具体的な取組みであげさせていただいている。

■P75 代表的なみどりに蓮生寺公園を追加していただきたい。

→公園課と調整し検討する。

■P10 緑被率が下がってきていることはいたし方ないことなのか。

→都全体でも 2.6%以上減ってきてしまっており、いたし方ない部分もあるが、その減少傾向を食い止めることを目標に取り組んでいく。

■P10 緑被率減少傾向を踏まえ、量から質へ変えていったのか。

→量の確保に加えて、質の向上を目標に取り組んでいく。

■緑の保全と経済の発展は相反する部分もある。そのバランスが大事であることから市の関連所管が連携して、経済発展の中にも環境保全を取り組めるようしていただきたい。

→P24 みどりの将来像に掲げているように、環境保全と都市の発展の調和に視点を置くように計画として策定している。

■P10 みどりの満足度（市民アンケート）は前回の比較がない。東部地区の前回の集計結果はあるのか。比較がないのならアンケート結果は削除すべき。

→（今回掲載がない）資料編で東部地区を含め市全体のアンケート結果を掲載予定である。前回のアンケートは地区ごとに区切って行っていないため、東部地区の集計結果の比較はできないが、次回の改定以降に比較させていきたい。

なお、東部地区のアンケート結果については、8割を超える人々が満足、どちらかといえれば満足している事実は確かなので、計画を策定する資料としての観点から掲載はこのままさせていただきたい。

■みどりと経済について明快な回答はあるか。

→経済的指標はないが、新滝山街道の整備やニュータウン宅地開発は、渋滞緩和や増加する住宅需要に応える結果となり、一定の経済効果があったことから都市の発展には必要だといえるのである。そのような整備・開発においては、公園や歩行者専用道路等の開発を

補う整備も同時に行ってきている。

■P50 人材育成の各養成講座の応募者数が年々少なくなっている。環境教育がもっと推進されるべきで、特に子ども頃からの環境教育が重要。
→子どもの環境教育に力を入れるにあたり、各所管で行っている環境に関する講座を集約した平成30年度に環境教育プログラムガイドブックを作成、市内の全小学校へ配付した。今年度は、このガイドブックの内容の拡充を画策しており、民間企業への協力を働きかけているところである。

■P51 グリーンマッチング制度で現在活動しているのは1団体のみ。この計画で今後どうしていきたいのか。もう一歩進んだ施策がほしいところ。
→前段として里山サポーター養成講座の受講生とつなげていきたいが、人がなかなか増えてこないのが現状である。P43 新たな支援制度の活用と検討において、里山サポーターに加えて学生ボランティアとの連携に取り組んでおり、時間と体力のある大学生にも声をかけている。

■P43 斜面緑地の面積は減っているように思う。所有者にいかん斜面緑地が重要であることを伝え、活動を活性化させていくべき。
→斜面緑地の面積は、平成30年度実績では微増している。引き続き、みどりの質の向上を目指していく。

■P6⑥子育て・教育の本文3行目「自律性」とあるが「自立性」ではないか。
→自律性で間違いない。

■温暖化対策から見たみどりの活用について、ヒートアイランド対策の推進をもっとアピールすべき。

→P16 でコラムとして記載している。

■道路整備において、木が植えられない狭いスペースであっても草地帯をつくってほしい。

→関係所管に意見をお伝えする。

■緑地における倒木や斜面崩落などの事故が発生した場合の所有者責任を軽減させる制度をつくってほしい。

→負担軽減させる法整備については、具体的に言及できないが、斜面緑地に関しては管理する体制を充実させていく。

■市の職員に対して、生態系の重要性を教育してほしい。

→検討する。

■みどりと経済の経済的指標はある程度試算できるはずなので、検討してほしい。

■P25 大谷保全地域の呼称を正式な名称で記載してほしい。

→修正する。

2 水循環計画の素案について

○資料2に基づき、事務局（水環境整備課）より説明した

【説明内容抜粋】

■P5 生物多様性の保全と清流の復活について、本文5行目から、親水の部分を削除し、水辺の保全についての課題とした。

■P17 持続可能な開発目標（SDGs）との関わりを追加した。

■P21 水源域や緑地の保全について、庁内での調整や環境推進会議での意見を踏まえ、農林業の支援施策一覧を資料編に移動させ、識者のコメントを削除した。

■雨水浸透能力の高い緑地や農地の保全について、土地利用別浸透能評価の表を23ページに掲載して、農地や緑地の価値を評価した。

■P22、P35 のモニタリングについて、環境市民会議の取組を記述した。

■P42 環境市民会議と連携し水辺の環境教育・環境学習を展開していくと記述した。

■P40 地下水の保全と適正利用（地下水マネジメント）について、方針を身近な資源として地域コミュニティや地域経済の発展に活用するとし、状況把握・検討、方針の策定、保全と活用のステップで地下水の保全と適正利用に取り組んでいくとした。

■P52 河川の記述した市全体図を追加した。

■P61、62（追加資料に差し替え）川と湧水・水のまちプロジェクトとして、これまでの取組を継続し、丘陵地の湧水など河川流域における水辺の活用や保全を進める。湧水ネットワーク構想としては横川弁天池や、叶谷榎池、六本杉公園で整備を実施し、雨水浸透強化区域の設定による浸透施設の設置、促進を図った。また、8箇所の湧水地に看板の設置やマンホールサインによる誘導表示を行った。位置図は、八王子市全体を見渡せる図に差し替え、各地区ごとに取組を明記した。

■P63 湧水と水のまちづくりとして、取組を記述した。

■P71、72 浅川の水辺の活用について、拠点づくりと流域連携の事業を継続するものとし、水量確保については、導水事業について事業化及び着手していることから、雨水を浸透させる行動に集約し、プロジェクトから削除した。丘陵地の湧水復活、谷戸の保全と回復についてはプロジェクトから削除し、それぞれ湧水と水のまちづくり、30ページの谷戸の生物生息空間づくりで取り組むこととした。

■P78 生き物の棲む水辺を育てる行動の指標を、水辺の生きものとし、P79 水を上手に使うの指標を、水辺に親しめる場所の数とした。

■P90 糞便性大腸菌群数、P95 底生生物の調整結果をそれぞれ追加した。

■P95 水質階級Ⅰの底生生物は、水質階級の指標となるので、説明文を追加する。

【質疑・応答】

■P42 川の楽習・水辺の楽校の事業について、さらなる拡充を願いたい。

→今年度22校。環境教育プログラムガイドブックを通じて、川の学習のほか、みどりやごみなど分野の裾野を広げて、環境学習の拡充を図っていく。また、学校の要望に応えられるように取り組んでいく。

■P34 側溝における生活排水等の流入対策についてどのように考えているのか。

→対策としてインフラ整備は難しく、市民に啓発を行っていくことになるが、あらためて検討する。

■P56 市内の上水に関して、そのほとんどが市外からの供給であることをもう少し工夫して表現すべき。

→検討する。

■P1 イラストに浄水場や下水処理場のイラストも加えてほしい。

→検討する。

■P38 里川づくりにおいて、水路に関する記述があったほうがよい。

→水辺の水護り制度における「水辺」の定義には水路も含まれている。

■P37 ガサガサ隊以外も取り上げてほしい。

→本計画には掲載していないが、年に2回水辺の活動に関する情報誌を発行し、PRをしている。

■P34 水質調査地点図において、⑨大栗川だけ環境測定地点となっているのはなぜか。

→水質汚濁防止法に基づき都が策定した水質の測定計画で設定したものが環境基準点①～⑧であり、大栗川は市内で多摩川に合流しないので、市内には環境基準点がない。それを補足するために市が環境測定地点として、環境基準点と同様に水質管理を行っている。

■P36 湧水の水質測定はどのような項目を行っているのか。

→すべての湧水ではないが水温、色相、臭気、透明度、pHなどの測定を行っている。

■P82 水辺の生きものの調査のモニタリングの時期が随時になっているがどのような意味か。

→確認して修正する。

■P82 河川水質（水浴場の基準）のモニタリングの時期が空欄になっているがなぜか。

→確認して修正する。

■P102 現在の図が平成24年度だが、もう少し新しいものがあれば差し替えていただきたい。

→差し替える。

■P61、62 のマップが北を向いておらず、非常に見にくい。

→レイアウト上の課題を含めて、修正を検討する。

3 地球温暖化対策地域推進計画の素案について

○資料3に基づき、事務局（環境政策課）より説明した

【前回会議からの変更点を説明】

■「改定概要について（資料1-1）」、「計画のイメージの提示（資料1-2）」、「改定後

の計画に加える取組の事務局案（資料 1-3）」が一つの冊子となった。

■章の順番を変更

【説明内容抜粋】

■本計画では、「計画の基本的事項」「地球温暖化の状況」「八王子市の特性」「地球温暖化対策の目標」「地球温暖化対策のための取組（緩和策・適応策）」「推進体制と進捗管理」と続き、「資料編」（市民・事業者のアンケート結果や用語解説などの掲載）を追加していく予定である。

■P1 第 1 章では、本計画の目的、背景、位置づけ、対象及び計画の期間といった基本的な事項を示している。本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法に基づく「地域適応計画」として策定している。

■P6 第 2 章では、地球温暖化の現状、地球温暖化対策を巡る動向、地球温暖化の影響による経年変化と将来予測を示している。地球温暖化の定義、地球温暖化による気候変動の影響、パリ協定などの国際的動向、それに伴う国と都の動向を示すとともに、地球温暖化の影響による経年変化と将来予測を示し、地球温暖化の状況について示している。

■P14 第 3 章では、八王子市の特性として、地理や人口などの基礎情報、温室効果ガスの排出状況、将来推計を示している。温室効果ガス排出量及び二酸化炭素排出量はそれぞれ本計画の基準年である 2013 年度比では減少傾向にある。将来推計については、温室効果ガス排出量及び二酸化炭素排出量ともに基準年度比では減少しているが、温室効果ガス排出量は横ばい、二酸化炭素排出量は減少傾向が見られる。

■P20 第 4 章では、基本目標、削減目標、前計画の目標達成状況を示している。基本目標は、第 2 次八王子市環境基本計画の基本目標Ⅱに合わせ「資源循環とエネルギーの有効活用で、地球環境にやさしいまちをつくる」とする。削減目標は、パリ協定で示した国の「地球温暖化対策計画」と整合を図っているが、市は削減目標の設定に温室効果ガスではなく、温室効果ガスのうち 93%を占める二酸化炭素排出量とし、2030 年度までに 33.1%の削減を目指す。

■P22 温室効果ガス排出量の削減目標達成への考え方を示している。

■P23 現状から追加的な対策を講じない場合は、削減目標とは 18.9%（45 万 4 千トン）乖離している。この差を国・都・市が連携して目標達成を見込む。

■P24（追加資料）前計画の目標達成状況について、成果指標ごとの平成 30 年度実績を一覧で示すこととした。

■P26 第 5 章では、地球温暖化対策のための取組の緩和策について、市民・事業者・市の取組を示しており、市の取組では前計画同様 9 つの重点プロジェクトを掲げている。なお、二酸化炭素排出量の割合が大きい家庭・事業者・交通の 3 つを特に対策を進めていく最重点プロジェクトとしていく。

■P28～30 家庭でできる取組について、省エネ行動がどのくらいの二酸化炭素を削減できるか示している。

■P31 事業所でできる取組について具体的な省エネ行動を示している。

■P32 重点プログラムの構成は、「成果指標」・「プロジェクトの概要」・「構成する主な取組」の 3 つとなっており、「プロジェクトの概要」では、現状と課題を記載し、「構成する主な取組」では、現状や課題などを踏まえた内容に対応する取組を記載している。各ページの余白部分には、プロジェクトに関連する写真やコラムを掲載していく。重点プロジェクト 1 では「家庭における環境配慮行動の推進」をあげており、目標値は本計画の二酸化炭素排出量削減目標の 33.1%と連動している。

■P34 重点プロジェクト 2 では「事業者における環境配慮行動の推進」をあげており、成果指標には省エネ診断利用事業者数とエコアクション 21 認証取得事業者数を掲げた。

■P36 重点プロジェクト 3 では、「交通分野における環境配慮行動の推進」をあげており、成果指標には、次世代自動車の普及率と ZEV の普及率を掲げている。

■P38 重点プロジェクト 4 では、「市の地球温暖化対策に関する率先行動」をあげており、成果指標には、市施設からの温室効果ガス排出量を掲げているが、改定中の「エコアクションプラン」（地方公共団体実行計画（事務事業編））との整合を図り、目標を設定する。

■P40 重点プロジェクト 5 では、「再生可能エネルギーの導入推進」をあげており、成果指標には、市内に設置された太陽光発電設備の発電容量を掲げている。

■P42 重点プロジェクト 6 では、「低炭素まちづくりの推進」をあげており、成果指標に

は、エネルギーを効率的に利用するまちづくりに着手している箇所数を掲げている。
 ■P44 重点プロジェクト7では、「環境教育・環境学習の推進」をあげており、成果指標には、環境に関する講座や講演に参加している人の数を掲げている。
 ■P46 重点プロジェクト8では、「二酸化炭素の吸収源であるみどりの保全」をあげており、成果指標には、保全を対象とした緑地面積を掲げている。
 ■P48 重点プロジェクト9では、「循環型社会の形成の推進」をあげており、成果指標には、一人一日あたりのごみ総排出量を掲げている。
 ■P50 重点プロジェクト10では、「地球温暖化の影響に対する適応策の推進」をあげており、成果指標には、雨水流出抑制対策率を掲げた。
 ■P54 第7章では、本計画の推進の仕方や進行管理などを示していく。

【質疑・応答】

■地球温暖化のことは市民にとって、わかりにくい。
 【当日配付資料：八王子市地球温暖化対策地域推進計画（素案）の中での2030年のCO₂目標削減率と市民一人当たりのCO₂年間削減量の値の算出方法】に基づき、説明。
 ■国の試算によるCO₂削減量（45.4万t）と追加的な対策を講じない場合のCO₂削減量（34万t）を足した削減量を目標とすることが本当に正しいのか。2つの削減量に講じる対策の中身が重複していないか。要望として、国の試算によるCO₂削減量（45.4万t）の内訳が知りたい。
 →P23に記載しているほか、国の計画に記載されている削減ポテンシャルを参照している。
 ■市民一人当たりのCO₂年間削減量の80kgは、市民と国・都・市などが連携をして削減していくものであり、市民単独で削減していくものではないのでは。
 →国・都・市などと連携して取り組むものであるが、市民が具体的な行動に移せるための目安として年間削減量を算出している。
 ■市民一人当たりのCO₂年間削減量の80kgを算出するにあたり、なぜ12（年）で割り算するのか。
 →本計画の計画期間は11年間だが、現行計画が5年目なので1年足して12年としている。
 ■P28、29 家庭でできる取組をいくつか行くと市民一人当たりのCO₂年間削減量の80kgはすぐに達してしまう。
 →年間削減量80kgは、毎年取り組んでいただくものであり、その取組の目安として、分かりやすく分野ごとに省エネ行動を示している。
 ■P18 を例にグラフの表示の仕方については、色の区別がつきにくい方にも考慮して、網掛けをつけるなどの、色以外のもので区別できるようにしていただきたい。
 →検討する。
 ■P28 「冷房時の室温は28℃を目安にする。」とあるが比較対象がなくわかりづらい。「今まで室温設定を何度にしてきたものを28℃にするとこれだけ削減できる」などわかりやすい表現をしてほしい。
 →市民が行動しやすいように表現の工夫を検討する。
 ■P30 ペレットストーブを導入したときの煙や臭いの影響はどうか。そうした影響を考慮して推進していただきたい。
 →煙や臭いを極力抑えたものであるが、無煙無臭ではなく、清掃などの定期的メンテナンスは必要である。
 ■農地バンクについて。以前、休耕地を農地バンクとして借り手を探してもらえるように市に相談したが、「道路につながっていないので、難しい」と言われたが本当か。
 →道路につながっておらず、農地バンク候補地へ行くまでの間に、他の所有者の土地に立ち入らなければならない場合は、申し出を受けられないことがある。（後日確認）

以上

| | |
|-----|----------------------------|
| 署名人 | 令和元年 11 月 23 日 署名人 奥村 司 |
|-----|----------------------------|